

# 令和6年度「鳥獣被害対策体制整備支援事業」受託者募集要項

## 1 目的

千葉県ではイノシシ等による農作物被害が県北部へと拡大しており、県北地域の市町村においては鳥獣被害対策の実施体制を整備することが急務となっています。また、以前からイノシシ被害が発生している県中南部の市町村においても、農作物被害が高止まりとなっており、被害を減少させるためには被害対策の再整備が必要となっています。

そこで、鳥獣被害対策実施隊の設置や地域ぐるみの鳥獣対策の展開など、市町村における鳥獣対策の実施体制整備を支援することを目的に本事業を実施します。

## 2 募集対象事業

- (1) 業務名 鳥獣被害対策体制整備支援事業
- (2) 業務内容 別添「鳥獣被害対策体制整備支援事業」業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間 業務委託契約締結日から令和7年3月14日までの間
- (4) 委託金額 委託金額の上限は、13,992,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とします。  
ただし、対象となる経費は、事業の実施に必要な経費（旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、謝金、保険料、借上料、事業実施のための人件費等）とし、事業終了後の事業実施報告書の作成経費を含みます。なお、本事業の委託費によって備品等財産を取得することはできません。
- (5) 支払方法 原則として精算払いとします。別途県との協議が整った場合には、前金払いも可能です。

## 3 企画提案の内容

企画提案に係る調書（様式3号）に以下（1）から（4）までに関する企画・提案が含まれるように作成してください。

### (1) 実施内容

別添仕様書の5（1）ア市町村体制整備支援業務については、以下の①から⑤の各事項について、任意の1市町村で実施することを想定し、具体的な実施内容、必要な日数等を記載してください。

- ①有害鳥獣の生息状況や被害状況について現地調査等に基づく分析を行い、対策を提案する。
- ②市町村職員等を対象にした、行政による体制整備の意義や手法の研修会を開催する。
- ③地域ぐるみの対策に取り組むための集落説明会・集落診断会を開催する。
- ④鳥獣被害対策実施隊等の対策の担い手の人選や組織づくりに係る支援を行う。

なお、実施隊を設置済みの市町村の場合は、活動内容の充実を図るために必要な

助言や支援を行う。

- ⑤実施隊員や集落住民等の防護・捕獲等の被害対策技術を向上させるための研修会を開催する。

また、別添仕様書の5（1）イ優良事例視察研修会業務については、想定している具体的な県内外の視察先を明示した上で、研修内容、日程案を記載してください。

- (2) 講師選定の考え方

講義や実習を行う講師の分野と選定方針・理由等について記載してください。

また、企画提案を行う法人・団体の職員や構成員等が講師となる予定の場合、その者の経歴、資格等を記載してください。

- (3) 独自提案

本業務全体の運営や、実施内容に関して独自の視点、特徴、アイデア等について記載してください。

- (4) 事業実施後の評価方法

事業終了後に実施内容を評価する方法について記載してください。

#### 4 応募資格

鳥獣被害対策に関する人材育成事業を実施している団体で、次のすべての要件を満たす団体とします。

- (1) 千葉県全域において事業を実施することが可能なこと。
- (2) 組織の運営に関する定款又は規則等を有し、責任者が明確であり、団体として独立した経理を行っていること。
- (3) 選考会の委員が、役員、顧問及び職員として所属していないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む。）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (6) 暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (7) 本事業の実施にあたり、千葉県との打ち合わせなどに適切に対応できること。
- (8) 守秘義務を遵守できること。
- (9) 募集開始の日から選考完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (10) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (11) 応募期間終了までに千葉県物品等入札参加業者適格者名簿（委託）に登録されていること。

#### 5 応募方法

- (1) 応募期間  
令和6年5月7日（火）から令和6年5月21日（火）（必着）
- (2) 応募書類  
提出書類は次のとおりとし、全てA4サイズに統一してください。
  - ア 応募書（様式第1号）
  - イ 提案者に関する調書（様式第2号）
  - ウ 企画提案に関する調書（様式第3号）
  - エ 誓約書（様式第4号）
  - オ その他、応募団体の定款・規約等及び、法人・団体の概要がわかるパンフレット等
- (3) 募集要項等の入手方法  
募集要項、仕様書、応募書類（様式）は千葉県農地・農村振興課ホームページからダウンロード願います。
- (4) 応募書類の提出方法  
持参又は郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律に基づく適切な送達方法のいずれかとし、5月21日（火）午後5時必着とします。  
なお、郵送・送達の場合は、その旨を11に記載の提出先へメールで伝えてください。
- (5) 提出部数  
原本1部、コピー6部。
- (6) 提出先  
11の問合せ先及び応募先を参照してください。

## 6 質問の受付

- (1) 質問期限  
令和6年5月14日（火）午後5時
- (2) 質問書  
件名を「鳥獣被害対策体制整備支援事業 業務委託についての質問」とし、団体名・連絡先を必ず記載すること。様式は任意。  
本件に関するお問い合わせは11の問合せ先をお願いします。

## 7 選考方法等

- (1) 選考は、県が運営する選考会において実施します。選考会では企画提案書の内容及びプレゼンテーションによる審査とし、その中で最も優れた提案をした団体を委託先候補とします。  
なお、応募が1団体のみの場合でもプレゼンテーションを行います。また、応募多数の場合は、選考会の前に事務局による書類選考を行う場合があります。
- (2) 選考に当たっては、企画提案者がプレゼンテーションを実施するものとし、

内容について質疑を行います。なお、プレゼンテーションに参加できない場合は、選考の対象から除外します。

また、選考の日程については別途、企画提案者に通知します（5月下旬～6月上旬開催予定）。

※新型コロナウイルス感染症等の状況により、プレゼンテーションに代えて資料により選考を行う場合があります。この場合は、資料提出について、別途通知します。

### （3）選考基準

選考に当たっては、以下の選考基準により総合的に評価し選考します。

項目	審査基準
業務遂行能力	委託業務を確実に遂行する能力があるか
	事務の執行体制は整っているか
事業実績	鳥獣被害対策に関する人材育成事業の実績は豊富か
企画内容	企画内容は総合的で、仕様書に定める内容を網羅した提案となっているか
	市町村の鳥獣被害防止対策の体制整備に資する実効的な企画内容となっているか
	現地視察研修会は鳥獣被害対策における各関係者の役割分担が理解でき、地域ぐるみの取組などの重要性を理解できる内容となっているか
	研修に適した講師を確保できる見込みがあるか
	支援対象となった市町村職員が今後、主体的に鳥獣対策の体制を構築することを期待できるか
経費見積	見積額は企画提案内容に対して妥当か

### （4）選考結果

選考結果については、応募者全員に対して、個別に書面で通知します。なお、選考結果についての異議は受け付けません。

## 8 提案の無効に関する事項

以下の事項のいずれか一つに該当する場合は失格とします。

- （1）応募資格のない者が提案したとき。
- （2）所定の期限及び提出先に提案書を提出しないとき。
- （3）同一の企画提案募集に対して、2以上の提案をしたとき。
- （4）同一の企画提案募集に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- （5）同一の企画提案募集に対して、2以上の代理人をしたとき。
- （6）提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- （7）見積書の金額、住所、氏名、若しくは重要な文書の誤脱、又は認識しがたい見

- 積り又は金額を訂正した見積りをしたとき。
- (8) 見積限度額を超過した見積書を提出したとき。
  - (9) その他、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。

## 9 応募に係る注意事項

- (1) 事業提案に要する経費は全て提出者の負担とします。
- (2) 提出された提案書類はお返ししません。
- (3) 提出された提案書類は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき、開示することがあります。
- (4) 提出された提案書類は必要に応じて複写します。なお、使用は県庁内及び選考委員による検討に限ります。
- (5) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (6) 選考会は非公開とします。

## 10 事業実施報告書の提出

事業が完了してから20日以内又は令和7年3月14日のいずれか早い日までに事業実施報告書を提出していただきます。

## 11 問合せ先及び応募先

住 所：〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1  
名 称：千葉県農林水産部農地・農村振興課地域振興班（担当：谷本）  
電 話：043-223-2858  
F A X：043-225-2479  
E-mail：n-katu02@mz.pref.chiba.lg.jp